

大崎市持続可能なまちづくりに関するパートナーシップ会議設置要綱

(設置)

第1条 大崎市持続可能な地域自治に関する有識者会議及びまちづくり協議会から提出された大崎市持続可能な地域自治に関する最終提言書に基づき、地域自治の組織体制、担い手の確保及び行政支援のあり方などの新たな仕組みづくりの具体的な検討を行うため、市民と行政が互いの情報や知恵を出し合い、共に考え、共に話し合う持続可能なまちづくりに関するパートナーシップ会議（以下「パートナーシップ会議」という。）を置く。

(組織等)

第2条 パートナーシップ会議のメンバーは、30人以内で組織する。

2 メンバーは、次に掲げる者のうちから、担当課長が選任する。

(1) 市民メンバー

ア まちづくり協議会（部会を含む。）又は地域づくり委員会に所属する市民

イ 地域の魅力、経済及びにぎわい創出による地域活性化を目的とした地域活動を実践している市民

(2) 職員メンバー

ア まちづくり推進課地域自治・NPO担当職員

イ 総合支所地域振興課地域づくり担当職員

ウ 地域交流センター及び基幹公民館職員

3 市民メンバー及び職員メンバーは、それぞれ同数となるよう構成する。

4 パートナーシップ会議には、必要に応じて有識者等を出席させ、指導、助言及び情報の提供を求めることができる。

5 委員の任期は、令和9年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第3条 パートナーシップ会議に委員長及び副委員長を置き、メンバーの互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、パートナーシップ会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 パートナーシップ会議は委員長が招集し、その議長となる。

(費用弁償)

第5条 市民メンバーがパートナーシップ会議に出席したときは、大崎市の職員等の旅費に関する条例（平成18年大崎市条例第69号）の規定による旅費支給の令により、費用弁償を支給する。

(保険加入)

第6条 市民メンバーがパートナーシップ会議に出席する際（往復を含む。）に発生した事故等による損害を補償するため、傷害保険に加入するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップ会議の運営に関し必要な事項は、委員長がパートナーシップ会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月16日から施行する。

大崎市持続可能なまちづくりに関するパートナーシップ会議メンバー

市民メンバー

職員メンバー

地 域	氏 名	所 属	氏 名
古 川	岩 瀬 拓 海	市民協働推進部まちづくり推進課	多 田 典 史
古 川	永 塚 崇 浩	松山総合支所地域振興課	日 下 祐 輔
松 山	佐々木 健 志	三本木総合支所地域振興課	佐々木 瑞 穂
松 山	河 野 友 美	鹿島台総合支所地域振興課	紺 野 文 浩
鹿島台	山 田 正 則	岩出山総合支所地域振興課	鈴 木 由 紀
鹿島台	赤 間 義 範	鳴子総合支所地域振興課	北 村 恵 理
三本木	伊 東 仁	田尻総合支所地域振興課	尾 形 和 洋
三本木	佐 藤 俊 一	地域交流センター	滝 田 誠
岩出山	高 橋 久 則	松山公民館	高 橋 優 友
岩出山	佐 藤 こと代	三本木公民館	千 葉 浩 一
鳴子温泉	大 沼 幸 男	鹿島台公民館	菅 原 可菜実
鳴子温泉	渡 邊 亜沙人	岩出山公民館	大 関 ル ミ
田 尻	千 葉 瞳	鳴子公民館	菅 原 直 樹
田 尻	石 崎 太 貴	沼部公民館	菊 地 孝 志

14名

14名

【事務局】

所 属	氏 名
市民協働推進部まちづくり推進課長	佐 藤 健 一
市民協働推進部まちづくり推進課副参事（地域自治組織担当）	鈴 木 輝 彦
市民協働推進部まちづくり推進課課長補佐	鈴 木 一 寿
市民協働推進部まちづくり推進課主幹兼係長	千 葉 満 裕
市民協働推進部まちづくり推進課主査	金 田 康 汰

大崎市政策アドバイザー（地域自治組織・市民協働担当）

高崎経済大学 地域政策学部 地域づくり学科 教授	櫻 井 常 矢
--------------------------	---------